

4つのオガニマルール



ルール1 正しく飼って、逃げないようにしよう。

大切な家族であるペットの暮らしを守る8つのポイントです。

- 逃がさないようにしよう
- みだりに餌やりしないようにしよう
- ペットのことをよく理解しよう
- 清潔にしてあげよう
- さいごまで飼おう
- ペットがどこのだれか、わかるようにしよう
- 管理できない繁殖はやめよう
- 決められた頭数で、大事に飼おう

令和3年度スタート

ルール2 登録しよう。

小笠原に住むペットの状況を村で把握するため、小笠原で30日を超えてペットを飼う場合、ペットが村に到着してから30日以内に登録をお願いします。

令和3年度スタート

ルール3 持ち込むとき、申告しよう。

小笠原に持ち込まれる動物の状況を村で把握するため、小笠原に動物を持ち込む場合、動物の種類と数などの申告が必要です。



申告を受けて、ペットか**その他の動物**かを確認します。

その他の動物について

- 例
- 産業動物、畜産業、水産業に関わる全ての動物
 - 学校教育、生態系保全等を目的に飼育される動物

引き続き持ち込みが認められますが、持ち込み時の申告および逸走防止にご協力ください。

将来的には、ペットについては、持ち込みが認められている種かどうかも確認します。

令和4年度以降スタート

ルール4 持ち込める種類を確認しよう。

ルール2登録で小笠原でどんな動物が飼われているかを把握し、ルール3申告で小笠原にどんな動物が持ち込まれているかを把握します。

これらの情報をもとに連れてきてはいけない動物種**ブラックリスト**ではなく、小笠原に持ち込んでも問題がない動物種**ホワイトリスト**を選定する予定です。



将来的には、ホワイトリストに選ばれていないペットの持ち込みは、お断りさせていただきます。

「登録」、「申告」の施行を経て段階的にスタート

オガニマルールができるまで

今日は、2組の相談者さんに来ていただいています。

かつて野生化したペットに襲われそうになったことがあって、今でもペットは怖い存在です。

過去に逃げ出したペットの過ちにより、肩身の狭い思いをしているんです。

なるほど、野生動物チームは安心して過ごしたいと... ペットチームは飼いと暮らしたいと...

そんなに遠くない昔の経験から考えてみましょう。

1996年頃～ 飼い主のいないネコ対策開始

1998年 全国初の飼いネコ適正飼養条例!

2011年 世界自然遺産登録

2020年 対象をネコからペット全般に発展した条例へ

おうちに住めてうれしいな

最近は安心ね。ほんと。

そこで...

オガさわらアニマル 小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例

できました!

このルールはネコ対策の経験を活かした条例です。条例施行後、ネコ条例は発展的消滅(廃止)となる予定です。

オガニマルールによって生態系への影響を未然に防ぎ、環境衛生も保つことで、「人とペットと野生動物が共存できる島」として、小笠原固有の自然環境の保全を目指します。

ペットを飼う人(仕事・観光で滞在する人も含む)

- 村で長期間ペットを飼う人 ※30日を超える場合
- 村で短期間ペットを飼う人 ※30日以内の場合

ペット以外の動物を飼う人 ※所在は村内外問わず

愛玩動物(ペット)

その他の人 ※一時的に滞在する人、動物を飼っていない人を含む

問合せ先
小笠原村環境課
〒100-2101
小笠原村父島字西町
TEL 04998-2-2270
<https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/kankyo/>

イラスト 羽馬有紗 令和2年5月